

松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例

改正後	改正前																																						
<p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>Aグラウンド</th> <th>Bグラウンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時30分から午後0時30分まで</td> <td rowspan="3">820円</td> <td rowspan="3">820円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>午後5時30分から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>午前8時30分から午後5時まで</td> <td rowspan="2">1,650円</td> <td rowspan="2">1,650円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>午前8時30分から午後9時30分まで</td> <td>2,470円</td> <td>2,470円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上記の時間区分以外の時間で使用をするときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）につき200円とする。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>照明使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時30分から午後9時30分まで</td> <td>2,470円</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	Aグラウンド	Bグラウンド	午前8時30分から午後0時30分まで	820円	820円	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	1,650円	1,650円	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	2,470円	2,470円	時間区分	照明使用料	午後5時30分から午後9時30分まで	2,470円	<p>(使用料の免除)</p> <p>第6条 市長は、松阪市若しくは松阪市教育委員会が主催又は共催するとき又は市長が特に必要と認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>Aグラウンド</th> <th>Bグラウンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時30分から午後0時30分まで</td> <td rowspan="3">550円</td> <td rowspan="3">550円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>午後5時30分から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>午前8時30分から午後5時まで</td> <td rowspan="2">1,100円</td> <td rowspan="2">1,100円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>午前8時30分から午後9時30分まで</td> <td>1,650円</td> <td>1,650円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上記の時間区分以外の時間で使用をするときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）につき130円とする。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>照明使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時30分から午後9時30分まで</td> <td>1,650円</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	Aグラウンド	Bグラウンド	午前8時30分から午後0時30分まで	550円	550円	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	1,100円	1,100円	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	1,650円	1,650円	時間区分	照明使用料	午後5時30分から午後9時30分まで	1,650円
時間区分	Aグラウンド	Bグラウンド																																					
午前8時30分から午後0時30分まで	820円	820円																																					
午後1時から午後5時まで																																							
午後5時30分から午後9時30分まで																																							
午前8時30分から午後5時まで	1,650円	1,650円																																					
午後1時から午後9時30分まで																																							
午前8時30分から午後9時30分まで	2,470円	2,470円																																					
時間区分	照明使用料																																						
午後5時30分から午後9時30分まで	2,470円																																						
時間区分	Aグラウンド	Bグラウンド																																					
午前8時30分から午後0時30分まで	550円	550円																																					
午後1時から午後5時まで																																							
午後5時30分から午後9時30分まで																																							
午前8時30分から午後5時まで	1,100円	1,100円																																					
午後1時から午後9時30分まで																																							
午前8時30分から午後9時30分まで	1,650円	1,650円																																					
時間区分	照明使用料																																						
午後5時30分から午後9時30分まで	1,650円																																						

改正後	改正前
	<p>備考 上記の時間区分以外の時間で使用する時の使用料は、1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）につき410円とする。</p>